

令和4年3月23日
自動車局安全政策課

遠隔点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック）において、使用する機器・システムの要件等を満たすことで、遠隔拠点間での点呼を可能にします。

ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼（トラック）」及び「旅客IT点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満たす営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始します。

この制度により、ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。



国土交通省

対面点呼に代わる
遠隔点呼が実施できるようになります

令和4年4月1日から申請スタート

遠隔点呼とは？

自動車運送事業者（バス、ハイヤー・タクシー、トラック）が、要件を満たす機器・システムを用いて、遠隔拠点間で行う点呼

「使用する機器・システム」、「実施する施設・環境」が要件を満たしていることが確認され、「運用上の遵守事項」を適切に運用する限りにおいて、遠隔点呼が実施できるようになります

※遠隔点呼の実施には運輸支局長、運輸監理部長又は地方運輸局長への申請を行い承認を受ける必要があります

本リーフレットは運輸の野鳥保護（令和3年12月27日）の取組となります。詳しくは実施要領本文を参照してください
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001448976.pdf>

遠隔点呼制度の内容については別紙（遠隔点呼リーフレット）をご覧ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 安原、蛸原、村上、王子

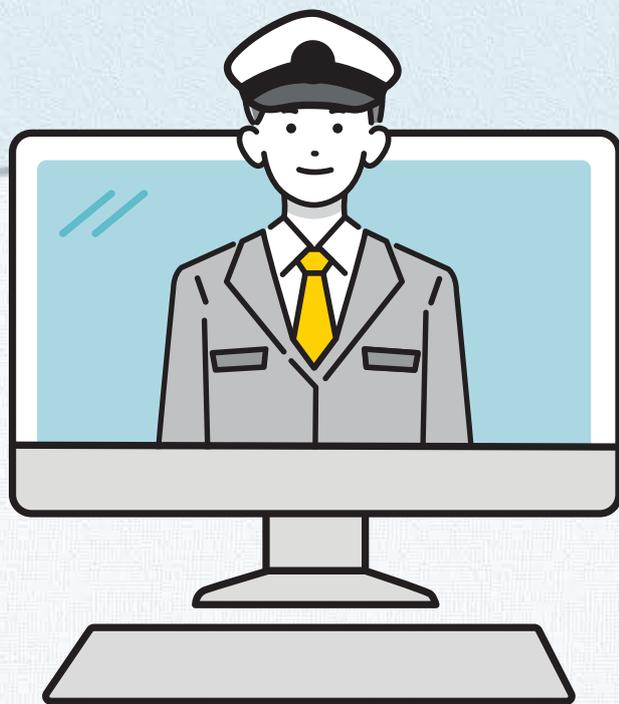
TEL：03-5253-8111（内線 41615、41613）

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1638

対面点呼に代わる 遠隔点呼が実施できるようになります

令和4年4月1日から申請スタート



遠隔点呼とは？

自動車運送事業者（バス、ハイヤー・タクシー、トラック）が、要件を満たす機器・システムを用いて、遠隔拠点間で行う点呼

「使用する機器・システム」、「実施する施設・環境」が要件を満たしていることが確認され、「運用上の遵守事項」を適切に運用する限りにおいて、遠隔点呼が実施できるようになります
※遠隔点呼の実施には運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長への申請を行い承認を受ける必要があります



対面での点呼と同等の確実性を

担保する3つの要件



補足事項

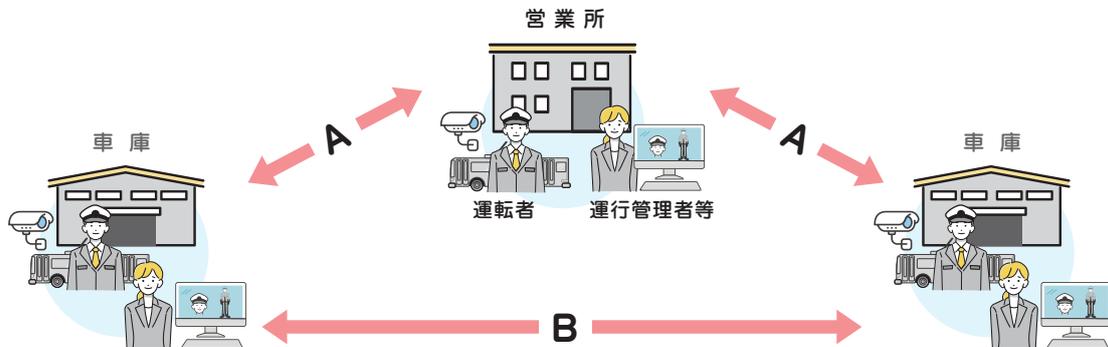
- 「遠隔点呼」はGマーク営業所及び輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限らず実施可能
- 「遠隔点呼」は運転者が所属する営業所の運行管理者等（運行管理者又は補助者）との対面による点呼が行われたものとして取り扱うことができる
- Gマーク営業所及び輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所が実施できる従来の「IT点呼（トラック）」及び「旅客IT点呼（バス、ハイヤー・タクシー）」も引き続き利用可能

遠隔点呼が可能な範囲は？

遠隔点呼は、以下に掲げる営業所内又は営業所等間で実施することができます

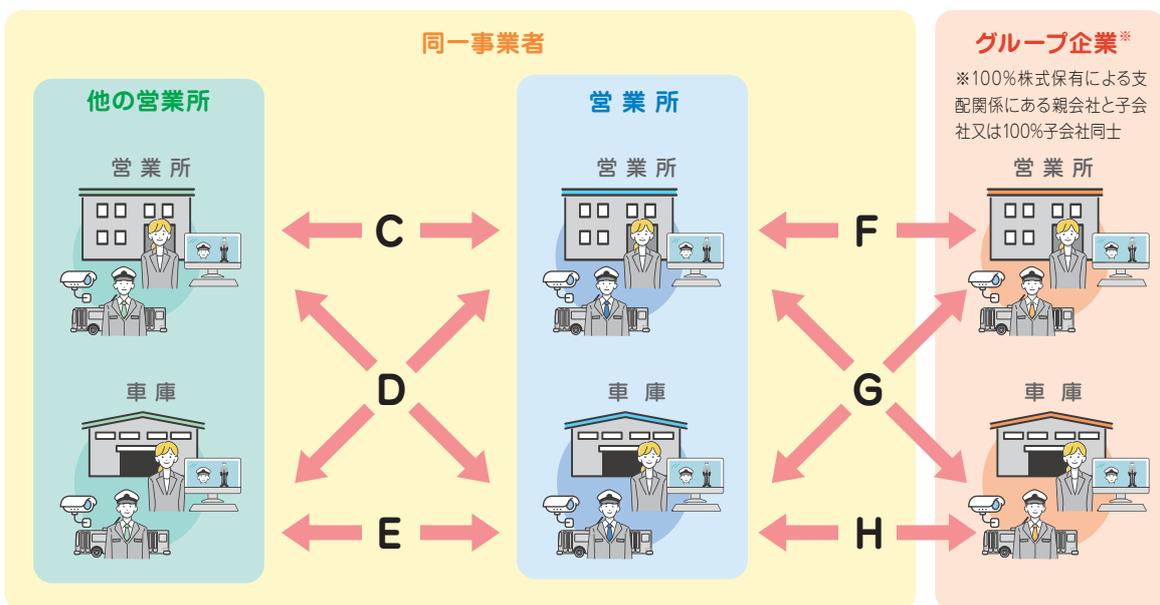
※業種が異なる営業所等間（バス事業者営業所とタクシー事業者営業所間など）での実施は認められません

営業所内



A：営業所と当該営業所の車庫間 B：当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間

営業所等間



C：営業所と他の営業所間
D：営業所と他の営業所の車庫間
E：営業所の車庫と他の営業所の車庫間

F：営業所とグループ企業の営業所間
G：営業所とグループ企業の営業所の車庫間
H：営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

遠隔点呼を行う運行管理者等の注意点



- 運行管理者等が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を実施
- 遠隔点呼の際、運行管理者等は運転者の所属する営業所名及び運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認

遠隔点呼を受ける運転者の注意点



- 遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を受ける

1

遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件

遠隔点呼に関する基本要件



- カメラ・モニター等を通じ、運行管理者等が、運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる
- アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる

カメラの推奨 画素数：200万画素以上
フレームレート：30fps以上

モニターの推奨 サイズ：16インチ以上
解像度：1920x1080px以上

カメラ・モニターの推奨スペックは推奨であり必須ではありません

運行管理者等の確認すべき情報について

遠隔点呼に必要な以下の情報が営業所等間で共有され、運行管理者等が確認できること

- 日常の健康状態
- 指導監督の記録
- 運転者台帳又は乗務員台帳の内容
- 車両の整備状況
- 労働時間
- 運行に要する携行品
- 過去の点呼記録

適合例/不適合例

- 情報がデータベース化されており運行管理者側に随時表示される
- 情報が共有フォルダ等に保存されており、運行管理者側からいつでも確認できる
- × 紙による共有、点呼前にメール等で共有

その他、以下の情報が確認できること

運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況の平常時との比較

適合例

- 体温、睡眠時間等の平均値が表示され、今回点呼時の測定値と比較できる
- 事前に運転者から聴取した日常の体温、睡眠時間及び直近の健康診断結果が表示され、当日の状況と比較できる

運行に使用する車両の日常点検の結果

適合例

- 日常点検表がPDFファイル等で電子化され、運行管理者側から確認できる
- 運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認できる

運転者に伝達すべき事項

適合例

- 運転者が所属する営業所の運行管理者等が、運転者への伝達事項を事前に入力し、運行管理者が点呼時に確認できる



2

遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件

環境照度の確保



カメラ、モニター等を通じ、運行管理者等が運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を明瞭に確認できる環境照度の確保

環境照度の推奨：運転者の顔とカメラの間の照度は500ルクス程度が望ましい

監視カメラの設置



運転者の全身及びアルコール検知器の使用状況を確認するため、運行管理者等が必要に応じて映像を確認できるように点呼場の天井等に監視カメラ等を設置

なりすましの防止



事前に登録された運行管理者等/運転者以外の者による遠隔点呼が行えないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること

適合例/不適合例

- 虹彩認証等、事前に登録した生体情報に基づく認証
- × ID・パスワード入力による認証、免許証や乗務員証による認証
- × ログイン初回のみ生体認証を行い、点呼ごとには認証が行われない

点呼結果とその記録について

点呼結果及び機器故障内容が電磁的方法により記録されること

- 記録は1年間保持されること
- 記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が残り消去できないこと
- 機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式で出力できること

点呼結果

- 下記の点呼結果が運転者ごとに記録されること
- 遠隔点呼を実施する営業所等間で共有できること

点呼結果 乗務前後共通

- 遠隔点呼実施者名 ● 運転者名 ● 点呼日時 ● 点呼方法
- 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び酒気帯びの確認結果
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定時の静止画又は動画 ● その他必要な事項

+ 乗務前

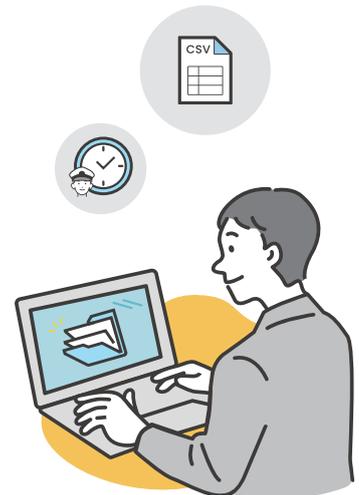
- 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況に関する確認結果 ● 日常点検の確認結果 ● 指示事項
- 運行管理者等が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容

+ 乗務後

- 自動車、道路及び運行の状況 ● 交替運転者に対する通告

機器故障内容

- 故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が記録されること



通信環境・通話環境の確保

- 点呼が途絶しないように必要な通信環境を備えること

不適合例

- × 頻繁に映像が停止したり、音声途切れたりする

- 運行管理者等と運転者の対話が妨げられることのないように、必要な通話環境を確保

不適合例

- × 通話にノイズがのっていたり、点呼場周辺の雑音で音声聞き取りづらい



3 運用上の遵守事項

運行管理者等の遵守事項

事前の情報把握について

地理情報や道路交通情報等、業務を遂行するために必要な情報を把握しておく



面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合

遠隔点呼を受ける運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果その他の遠隔点呼の実施に必要な事項について、事前に運転者と対面又はオンラインで面談する機会を設け、確認すること



運行中の車両位置の把握

点呼漏れや車両の持ち帰りの防止のため、車両位置の把握に努める

車両位置の把握手段の例
GPS等による車両位置管理システムの導入、活用等



運転者の携行品について

遠隔点呼実施時に、運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認

確認手段の例

機器・システムによる携行品の有無検出、監視カメラ等による携行品置き場の状況確認等



非常時の対応

運転者の乗務不可判断について

運行管理者等は、遠隔点呼により運転者が乗務できないと判断した場合、直ちに運転者が所属する営業所の運行管理者等に連絡

運転者が所属する営業所では交替運転者を手配する等の代替措置を講じることができる体制を整備



遠隔点呼の実施が困難となった場合

機器故障等の場合

運行管理者等による対面点呼又は営業所等で実施が認められている点呼を実施できる体制を整備



情報共有について

グループ企業間で遠隔点呼を実施する場合

必要に応じ、遠隔点呼に必要な情報の取扱い等に係る契約を締結

個人情報の扱いについて

運行管理者等/運転者の認証に必要な生体情報等、遠隔点呼の実施にあたり個人情報を扱う場合には、事業者と対象者間で同意を得る

事業者の遵守事項

遠隔点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者や運転者等の関係者に周知



運輸支局長等への申請方法

令和4年4月1日から申請開始

遠隔点呼の実施

遠隔点呼を実施しようとする事業者は、開始予定月に応じた提出期限までに、遠隔点呼実施営業所等及び被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「管轄運輸支局長等」）に、別紙1の申請書及び別紙5を含む添付書類を提出し、承認を受ける必要があります

※遠隔点呼実施営業所等・被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所（以下「運輸支局等」）すべてに提出が必要です

※承認にあたって、運輸支局等による現地確認等を行うことがあります

| 遠隔点呼開始予定月 | 申請書提出期限 |
|-----------------|------------|
| 令和4年7月～令和4年9月 | 令和4年5月31日 |
| 令和4年10月～令和4年12月 | 令和4年8月31日 |
| 令和5年1月～令和5年3月 | 令和4年11月30日 |

上記以外の申請時期等は、今後、決定次第お知らせ予定です

遠隔点呼の申請内容変更

●提出した申請書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更しようとする予定月に応じた提出期限までに、管轄運輸支局長等に別紙2の申請書及び別紙6を含む添付書類を提出し、承認を受ける必要があります

※承認にあたって、運輸支局等による現地確認等を行うことがあります

●申請書の記載事項の変更等その内容が軽微なものについては、変更後遅滞なく別紙3の届出書を管轄運輸支局長等に提出することで差し支えありません

申請が必要な例：実施営業所の追加、機器変更等

| 遠隔点呼変更予定月 | 変更申請書提出期限 |
|-----------------|------------|
| 令和4年10月～令和4年12月 | 令和4年8月31日 |
| 令和5年1月～令和5年3月 | 令和4年11月30日 |

上記以外の申請時期等は、今後、決定次第お知らせ予定です

遠隔点呼の終了

遠隔点呼を終了しようとする事業者は、あらかじめ管轄運輸支局長等に別紙4の届出書を提出する必要があります

申請書類一覧

別紙1：遠隔点呼の実施に係る申請書

別紙3：遠隔点呼の変更に係る届出書

別紙5：遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

別紙2：遠隔点呼の変更に係る申請書

別紙4：遠隔点呼の終了に係る届出書

別紙6：遠隔点呼の変更に係る適合確認・宣誓書

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

申請方法や要件の内容についてのご相談・お問合せは管轄の運輸支局までお願いします



